



お得意様各位

2018年 9月吉日

 **高須産業株式会社**

〒311-2404 茨城県潮来市水原3080

TEL:0299-67-5151/FAX:0299-67-5120



《浴室換気乾燥暖房機》は〔特定保守製品〕です

**【特定保守製品の販売に伴う“所有者登録制度”に対する協力をお願い】**

※長期使用製品安全点検制度が2009年4月から施行されています。

※設計標準使用期間の点検時期は、製造年月日より(10年)を基準としています。

販売店様は上記対象商品の販売先に対し、これら『消費生活用製品安全法』に伴う所有者登録制度の説明責任がございます。

近年、インターネット販売・通販系やリフォーム業界での取り扱い量が増大する中、この制度を十分に理解していない業者も多く、お客様への説明責任を果たさない状態で商品の販売のみを行っている事例が多発しています。

その為、商品を受け取ったお客様個人から、付属されている“所有者登録用ハガキ”に対する問合せが弊社に殺到し、大変苦慮しているのが実態です。

これらの事態を改善する目的とし、弊社内において全ての販売先情報を把握させて頂き、所有者登録に対する意識の向上を図りたく、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

**【所有者登録から法定点検を受けるまでの流れ】**

※点検制度とは、使用商品の経年劣化事故を防ぐために、お客様の依頼により法律で指定された点検をメーカーが行う制度です。

- ① 販売事業者から点検制度について説明を行う。
- ② お客様 or 販売事業者は、所有者登録票に必要事項を書き込み、返送します。  
※お客様は販売事業者に登録手続きの代行を依頼する事が出来ます。
- ③ 所有者登録票はメーカーが管理し、点検時期が来たら所有者宛に点検案内が送られます。
- ④ 通知を受け取った後に、点検を依頼する場合はお申し込み下さい。(点検は有償です)
- ⑤ 事前にアポイントされた日時にて、訪問致します。

※特定保守製品に関する点検期間等の情報は、同梱されているハガキ及び、浴室換気乾燥暖房機のパネル部分に貼り付け表示しております。

以上、ご理解賜りたくご協力の程、宜しくお願い申し上げます。